

公立文化ホール評価の視点をめぐる状況について

—3種類の施設選定方式を題材に

酒 井 智 美

はじめに

いわゆる公立文化ホールは、指定管理者制度の導入、自治体財政の逼迫、地域経済の疲弊などの要因の中で、さまざまな運営の模索がなされてきたと言つて良い。加えて、北海道においては幸い影響は少なかったものの、全国的には東日本大震災による甚大な被害を受け、修繕のために長期間の閉館に追い込まれたり、再起が困難な公立文化ホールもみられる^①。

これらに加え、二〇一二年六月に「劇場、音楽等の活性化に関する法律（平成二四年法律第 四九号）」（以下、「劇場法」という。）が制定されたことによる影響も少なくないと考えられている。劇場法は、図書館・博物館・美術館と異なり特別な法的根拠を持たない単なる「ハコ」（特殊建築物で興行場法の知事等の許可により設置）と

されていた文化ホールについて、地域の文化拠点であるとする位置づけを与えたものとされている^②。具体的な動きとしては、文化庁が、劇場法に^③関連する意見聴取を各方面から行い、「劇場、音楽堂等の事業の活性化のための取組に関する指針（平成二五年文部科学省告示第六〇号）」（以下、「指針」という。）を二〇一三年三月二九日付けで告示している。

劇場法制定以前の二〇一〇年度から文化庁は、「優れた劇場・音楽堂からの創造発信事業」として、劇場・音楽堂等の文化施設が中心となり、地域住民や芸術関係者等とともに取り組む、音楽、舞踊、演劇等の舞台芸術の制作、教育普及、人材育成、劇場・音楽堂スタッフの人材育成交流事業等を補助してきた^④。劇場法の制定に伴い、二〇一三年度からは「劇場・音楽堂等活性化事業」と名称が変更され、「特別支援事業」、「共同制作支援事業」、「活動別支援事業」、「劇場・音楽堂等間ネットワーク

構築支援事業」の四区分で支援を行う事業となっている。この事業は、各施設の申請に基づき、審査を経て採択するものである。したがって、少なくとも一定の評価に基づき、優良な事業を行っている劇場・音楽堂を選定していると言える。

また、日本音響家協会が、二〇〇〇年四月から（二〇一三年度からは日本劇場技術者連盟と共同）優良なホール（劇場・音楽堂）を選定し、「優良ホール一〇〇選」として称賛している^{⑤⑥}。

このほか、財団法人地域創造が、公立文化施設のうち、地域における創造的で文化的な表現活動のための環境づくりに特に功績のあつた施設を顕彰し、公立文化施設のさらなる活性化を図り、美しく心豊かなふるさとづくりの推進に寄与することを目的として、財団設立一〇周年を機に二〇〇四年度から「地域創造大賞（総務大臣賞）」（当初は、「JAFRAアワード（総務大臣賞）」）を選定している^⑦。

「優れた劇場・音楽堂からの創造発信事業」（「劇場・音楽堂等活性化事業」）、「優良ホール一〇〇選」、「地域創造大賞（総務大臣賞）」は、それぞれ選考の視点は異なる。前二者は、公立文化施設のみを対象としているわけではない。また、「地域創造大賞（総務大臣賞）」は、ホールのみを対象としているわけではない。とはいえ、これらに選定された公立文化ホールについては、一定の高評価がなされたホールと言うことはできるであろう。また、公立文化ホールなどのいわゆる芸術・文化施設をもつばら評価し表彰する等の事業については、管見するところ、この三つ以外には見当たらない。

本稿のもととなった調査では、これらの選定について、クロス集計を行った。本稿では、そのクロス集計から伺える状況を簡単に分析したい。筆者の本稿執筆時間の都合及び与えられた紙幅の都合により、分析は、ごく初歩的なものにとどまることをお許しいただきたい。筆者の中心的関心は、住民に身近な文化施設としての公立文化ホールの住民参加型評価にあるが、今回の調査分析のみからその点について言及するのは時期尚早と思われるので、その点については後日を期すこととし、さらに調査研究を進めていきたい。

なお、本稿において意見に渡る部分は、筆者の個人的見解であり、筆者の勤務先の施策や事業に一切関係しないものであることを、あらかじめお断りしておく。

1 文化施設選定の種類

(1) 文化庁「優れた劇場・音楽堂からの創造発信事業」等

文化庁は、二〇一〇年度から、「優れた劇場・音楽堂からの創造発信事業」（以下、「優れた劇場・音楽堂等」という。）を開始した。事業の目的は、「劇場・音楽堂が中心となり、地域住民や芸術関係者等とともに取り組む、音楽、舞踊、演劇等の舞台芸術の制作、教育普及、人材育成等を支援」というものであった。これは、「優れた舞台芸術の創造・発信を行える劇場・音楽堂が各地に育てば、地域の文化芸術活動の活性化と住民の鑑賞機会の充実を図ることができる」という想定の下、全国八〇地域程度を選定する事業であった。二〇一〇年度は、五年継続支援として、東京都江東区の江東公会堂など一三施設が、また、二〇一〇年度単年度採用として、札幌市の札幌市こどもの劇場やまびこ座など七九施設が選定されている。

二〇一一年度は、「重点支援劇場・音楽堂」として、埼玉県の彩の国さいたま芸術劇場など一二施設、「地域の中核劇場・音楽堂」として、江東公会堂など二五施設が選定されている。

二〇一二年度は、「重点支援劇場・音楽堂」として、彩の国さいたま芸術劇場など一〇施設、「地域の中核劇場・音楽堂」として、札幌市の札幌コンサートホールなど五九施設、さらに「地域の中

核劇場・音楽堂」の共同製作公演として、東京都の東京芸術劇場などの「五都市共同制作公演」¹²、歌劇「カルメン」全幕」など二件が選定されている。

劇場法の制定とそれに伴う指針の告示により、二〇一三年度からの補助事業は、「我が国の文化拠点である劇場、音楽堂等が行う、音楽、舞踊、演劇等の実演芸術の創造発信や、専門的人材の養成、普及啓発に対する支援を行うこと」と若干の変更が加えられている。これに伴い、新たに「特別支援事業」「共同制作支援事業」「活動別支援事業」「劇場・音楽堂等間ネットワーク構築支援事業」の項目に整理された採択がなされている。また、このうち、「活動別支援事業」は、「公演事業」、「人材養成事業」、「普及啓発事業」ごとに補助金が交付されることとなった。

二〇一〇年度から二〇一三年度までに選定された劇場・音楽堂等は、重複を除いて一三〇施設となる。

(2) 一般社団法人日本音響家協会「優良ホール一〇〇選」

一般社団法人日本音響家協会は、二〇〇〇年四月から音響家をはじめとする劇場技術者からみた使いやすいホールを「優良ホール一〇〇選」と認定している。二〇一三年度からは日本劇場技術者連盟と共同で選定を行っている。二〇一三年六月現在、第一六次認定の七二施設が選ばれている。

この認定は、音響技術者や劇場技術者たちが、「駄目なホールを非難するのではなく、優秀な運用スタッフのいるホールを称え、公表」することになることを願って」行われているものであるという¹⁹⁾。認定方法は、日本音響家協会会員が推薦したホールを、評議員が審査し、選定期間内に評議員から異議が出なければ、優良ホールと認定するものである。認定基準は、以下のようなものとなっている²⁰⁾。

- ① 舞台設備が十分に維持管理されていて、うまく機能している。保守・修理・清掃等が十分に行われ、機材リストにある機器を常時使用できる状態にしてある。
- ② 運用スタッフが十分な技術力を持っている。
- ③ 運用スタッフが高いモラルを持ち人格的に優れていて、ホールで上演される芸能に精通し、優良な上演ができるように外来スタッフに対して協力的である。
- ④ スタッフ間の十分な意思の疎通があり、円滑かつ安全に業務を行っている。
- ⑤ 利用受付から上演、撤収まで、利用者に対する運用スタッフの対応が良好である。

また、指定管理者が変更になったり、人事異動で施設の運用スタッフの交代があったりなど、施設の管理運営に変化があった場合は、再審査を行い、認定基準に適合しない場合は認定を取り消すこととしている²¹⁾。

(3) 地域創造大賞（総務大臣賞）

「地域創造大賞（総務大臣賞）」は、二〇〇四年に財団法人地域創造設立一〇周年を記念して創設された賞である²²⁾。この賞のねらいは、「地域における創造的で文化的な表現活動のための環境づくりに特に功績のあった公立文化施設を顕彰し、全国に広く周知することにより、公立文化施設の活動のさらなる活性化を図り、美しく心豊かなふるさとづくりの推進に寄与すること」となっている²³⁾。対象となるのは、開館から概ね五年を経過している施設で、地域における創造的で文化的な表現活動のための環境づくりに特に功績のあった公立文化施設とされている。したがって、対象となる施設は、条例により、「公の施設」として設置及び管理されているものでなければならぬ²⁴⁾。

このように、「地域創造大賞（総務大臣賞）」は、「公の施設」であることを条件としている。また、選定基準には、自主企画への取り組みや人材育成などのほか、自治体の努力や地域住民の参加や協働への取り組みも含まれており、当該芸術施設を設置自治体が積極的に活用していることも評価の対象となっているようである。応募書類には、施設を設置した自治体の施設評価や芸術振興の方針を記載することが求められており、当該施設の管理者が単独では応募ができない仕組みとなっている²⁵⁾。

二〇一二年度までに、七二施設が受賞している²⁶⁾。今年度（二〇一三年度）については、六月現在募

集が行われており、七月二六日が締め切り日となっている。

2 各選定のクロス集計結果

以上のように、三種類の文化ホール等の選定は、それぞれ異なる視点から行われていると見ることができ、これらの選定結果をつきあわせてみると、いくつかのことが見えてくる（表1参照）。

一つは、三種類いずれにも選定されているホールが、彩の国さいたま芸術劇場など、一〇施設あることである。「地域創造大賞（総務大臣賞）」が公立文化施設のみを対象としており、「優良ホール一〇〇選」は、ホールのみを対象としているため、これら一〇施設は、いずれも公立文化ホールである。本稿では、紙幅の関係でこれらのホールのそれぞれの特徴について述べることは省略する。

民間ホール等も対象とする文化庁の「優れた劇場・音楽堂等」と、「優良ホール一〇〇選」とは、重なっている施設が二〇施設ある。「優良ホール一〇〇選」七二施設のうち約二八%の施設、文化庁選定施設一三〇施設の一五%ほどが両者の選定を受けていることになる。この数を少ないとみるのか多いとみるのかは、評価の分かれるところであろう。

「優良ホール一〇〇選」についてみると、文化庁に選定されているホールが二〇施設、「地域創造大賞」に選定されているホールが一四ホールあ

表1 「優れた劇場・音楽堂からの創造発信事業」、「優良ホール100選」、「地域創造大賞(総務大臣賞)」の受賞施設都道府県別選定数

都道府県名	文化庁選定施設	文化庁選定施設のうち 公立施設数	優良ホール○○選	優良ホール○○選の うち公立施設数	地域創造(年次に開わら ず対象となった施設数)	3つとも該当する施設 数	文化庁と優良ホールの 両方に該当する施設数	文化庁と地域創造に該 当する施設数	優良ホールと地域創造 に該当する施設数	3つ重なる施設名
北海道	6	5	10	10	3	0	1	1	1	
青森県	0	0	0	0	1	0	0	0	0	
岩手県	4	4	0	0	2	0	0	2	0	
宮城県	4	4	1	1	3	0	0	1	0	
秋田県	2	1	0	0	0	0	0	0	0	
山形県	1	1	0	0	0	0	0	0	0	
福島県	2	2	1	1	2	0	0	0	0	
茨城県	1	1	0	0	4	0	0	1	0	
栃木県	4	4	2	2	1	0	2	1	0	
群馬県	2	2	0	0	0	0	0	0	0	
埼玉県	2	2	2	2	2	1	0	1	0	彩の国さいたま芸術劇場
千葉県	1	1	2	2	0	0	1	0	0	
東京都	15	11	7	5	7	1	1	2	0	世田谷文化生活情報センター(世田谷パブリックシアター)
神奈川県	8	8	1	0	1	0	0	0	0	
新潟県	4	4	1	1	2	1	0	1	0	新潟市民芸術文化会館・りゅうとびあ
富山県	2	2	7	7	3	0	1	0	1	
石川県	3	3	3	3	2	0	0	1	0	
福井県	1	1	2	2	0	0	0	0	0	
山梨県	2	2	0	0	1	0	0	1	0	
長野県	4	4	1	1	2	0	1	1	0	
岐阜県	2	2	3	3	3	0	0	2	0	
静岡県	3	3	2	2	2	0	0	2	0	
愛知県	2	1	5	5	3	1	0	0	1	春日井市民会館
三重県	1	1	0	0	0	0	0	0	0	
滋賀県	2	2	1	1	1	1	0	0	0	滋賀県立芸術劇場びわ湖ホール
京都府	5	3	1	1	1	0	0	1	0	
大阪府	7	3	6	3	1	0	2	1	0	
兵庫県	5	4	4	3	5	1	0	2	0	兵庫県立尼崎青少年創造劇場(ピッコロシアター)
奈良県	1	1	0	0	0	0	0	0	0	
和歌山県	1	1	0	0	0	0	0	0	0	
鳥取県	2	1	0	0	0	0	0	0	0	
島根県	3	3	0	0	4	0	0	2	0	
岡山県	2	2	0	0	2	0	0	0	0	
広島県	2	2	0	0	0	0	0	0	0	
山口県	3	3	1	1	1	1	0	0	0	山口情報芸術センター「YCAM」
徳島県	1	1	0	0	0	0	0	0	0	
香川県	1	1	0	0	0	0	0	0	0	
愛媛県	1	0	0	0	0	0	0	0	0	
高知県	1	1	0	0	1	0	0	1	0	
福岡県	5	5	2	2	3	1	0	0	0	北九州芸術劇場
佐賀県	1	1	1	1	0	0	0	0	0	
長崎県	2	2	0	0	2	0	0	1	0	
熊本県	1	1	1	1	2	1	0	0	0	熊本県立劇場
大分県	1	1	1	1	0	0	0	0	0	
宮崎県	2	2	2	2	1	0	1	0	0	
鹿児島県	3	3	1	1	1	0	0	0	1	
沖縄県	2	2	1	1	3	1	0	0	0	沖縄市民小劇場あしびなー
合計	130	114	72	65	72	10	10	25	4	

註：各選定に基づき筆者作成。文化庁選定施設については、2010年度～2013年度までを含んでいるが、重複している施設は1施設としてカウントしている。いずれか2つに該当するものの数には、3つすべてに該当するものを含んでいない。

る。「優良ホール一〇〇選」に選定されているホールのうち、それ以外の二つに選定されているホールが合計で二四ホール(約三三%)あることになる。

また、筆者の主たる関心がある公立文化ホールについてみると、「公の施設」(設置条例がある施設)のみを対象としている「地域創造大賞」(総務大臣賞)選定ホールと「優れた劇場・音楽堂等」選定ホール並びに「優良ホール一〇〇選」との競合が気になるところである。すでに触れたように三者いずれにも選定されたホールは一〇施設(「地域創造大賞」(総務大臣賞)受賞総施設の約一四%)あり、「優良ホール一〇〇選」には選定されていないものの、文化庁に選定されている施設が二五施設(同約三五%)ある。一方、文化庁には選定されていないものの「優良ホール一〇〇選」に選定されているものが四施設(同約六%)ある。「地域創造大賞」(総務大臣賞)に選定されている施設のうち、三九施設(約五四%)が、それ以外のいずれかに選定されていることになる。

この結果から見ると、「地域創造大賞」(総務大臣賞)と「優れた劇場・音楽堂等」との両方に選定される施設は、「地域創造大賞」(総務大臣賞)受賞施設の約四九%であり、両者の「相性」は比較的良好いように見える。一方、「地域創造大賞」(総務大臣賞)と「優良ホール一〇〇選」との両方に選定される施設は、「地域創造大賞」(総務大臣賞)受賞施設の約一九%に過ぎない。

もつとも、「地域創造大賞」(総務大臣賞)の選

定は、いわゆるホールに限定されていない。「地域創造大賞」(総務大臣賞)選定施設のうち、実演芸術用の常設舞台のあるホールが設置されている施設は、七二施設中六〇施設(約八三%)である。したがって、ホールのある「地域創造大賞」(総務大臣賞)受賞施設中で「優良ホール一〇〇選」に選定されている施設の割合は、約二三%となる。しかし、「優れた劇場・音楽堂等」選定との比較で言えば、これら六〇施設中「優れた劇場・音楽堂等」に選定されている施設は、三五施設(約五八%)あり、「優良ホール一〇〇選」との重複はやはり格段に少ないと言える。なぜそのようなのかについての分析までは、今回の調査ではできなかった。

なお、北海道に関しては、これら三種類のいずれかに選定されたことのある施設の一覧を表2に示した。北海道では、三種類いずれにも重複して選定された施設はない。「札幌コンサートホール」や「富良野演劇工場」が二種類の選定を受けているのは、それほど驚くことではないが、旧朝日町(「地域創造大賞」(総務大臣賞)応募後の二〇〇五年九月に合併し、現在は士別市)の「あさひサンライズホール」(合併前は「朝日町サンライズホール」)が「地域創造大賞」(総務大臣賞)と「優良ホール一〇〇選」(第一六次認定でも「朝日町サンライズホール」と表記されている)の両方に選定されているのは、注目すべきことかもしれない。

表2 文化庁指定・優良ホール・地域創造のいずれかに選定された北海道のホール等

No.	市区町村	施設名	文化庁	優良	地域創造
1	札幌市	札幌コンサートホール	2010, 2011~2015	○	-
2	札幌市	札幌市こどもの劇場やまびこ座	2010	-	-
3	札幌市	扇谷記念スタジオ・シアターZOO	2010, 2013	-	-
4	札幌市	札幌市教育文化会館	-	○	-
5	札幌市	札幌サンプラザホール	-	○	-
6	札幌市	札幌市生涯学習総合センター「ちえりあ」	-	○	-
7	札幌市	札幌芸術の森	-	-	2012
8	函館市	函館市民会館	2010	-	-
9	旭川市	旭川市大雪クリスタルホール	-	○	-
10	士別市	あさひサンライズホール	-	○	2005
11	富良野市	富良野演劇工場	2010, 2012, 2013	-	2004
12	伊達市	だて歴史の杜・カルチャーセンター	-	○	-
13	北広島市	北広島市芸術文化ホール・花ホール	-	○	-
14	斜里町	斜里町公民館・ゆめホール知床	-	○	-
15	浦河町	浦河町総合文化会館	-	○	-
16	幕別町	幕別町百年記念ホール	2010	-	-

(注) 各選定状況から筆者作成。なお、文化庁の補助については、補助期間、地域創造大賞については、選定年度を記入している。扇谷記念スタジオ・シアターZOOは、「公の施設」ではないため「地域創造大賞」の対象外である。なお、正式名称と異なる名前が選定されている場合には、選定の初出名称に合わせて記載している。

3 結びにかえて―若干の考察

今回取り上げた各賞等の選定は、筆者の関心の中心にある公立文化ホールに限定されているわけではない。とはいえ、公立文化ホールに限定して、それらをいわずに総覧的外部的に評価している機関

や賞が見当たらない現状では、これらの各賞等の選定は、公立文化ホールを多角的に評価する上で参考になると考えられる。

文化庁の「優れた劇場・音楽堂等」は、昨年制定された劇場法に沿った支援事業となっていくことが予想される。二〇一〇年度に開始されたこの事業は、最初の年は九二施設が支援対象となったが、二〇一一年度には継続も含め三七施設のみ、二〇一二年度は継続も含め六九施設と縮小された。二〇一三年度は一〇四施設に拡大している。二〇一三年度の増加は、劇場法制定の影響があると見て良いだろう。国の支援事業であり、公立文化ホールを設置している自治体は、この選定を今後とも強く求めていくことが考えられる。

「優良ホール一〇〇選」は、舞台芸術のいわば裏方である技術者たちの選定であり、ホールの実質的使い心地を現していると言えるであろう。公立文化ホールが事業を行う上での財政支援を引き出すものではないが、ホールの評価として一定の役割を果たしていくものと思われる。

「地域創造大賞（総務大臣賞）」は、公立文化ホールについていえば、実演芸術文化の振興もさることながら、そのホールの存在が地域の社会経済的価値を引き上げることへの評価と言うことができよう。とはいえ、すでに見たように「優れた劇場・音楽堂等」の選定との競合は、比較的多くなっている。地域の実情から言えば、「優れた劇場・音楽堂等」の選定を受けられるような実演芸

術文化の振興を図りつつ、そのみではなく、地域の社会経済的価値も向上することが理想であろう。今後ともこの両者の選定を受けようと公立文化ホールがしのぎを削ることになるかもしれない。

このように、公立文化ホールを評価する視点は、一つにとどまるものではなく、複数の評価視点から複合的総合的になされるべきものと言える。ただし、注意を要するのは、これらの評価が、劇場法に基づく国の実演芸術文化振興政策の視点、地域創造による地域活性化というやはり国の地域振興策の視点、ホールを技術的に支える人々の視点、といったものであるということである。それらの視点と重ならないというわけではないが、実際にその公立文化ホールで開催される実演芸術を鑑賞したり、ホールを使って自ら実演をしたりする、まさにホールを活用する地域住民の視点が十分活かされた評価視点を忘れてはならないと思われる。このような地域住民の視点をどのように組み込んだホールの評価方法を開発していくのが、今後の課題であることを指摘して本稿を閉じたい。²³

【註】

(1) こうした最新のホール事情については、渡辺和「全国ホール事情 東日本大震災後の全国のホールと指定管理者制度、劇場法の制定まで」（『音楽の友』二〇一三年六月号）を参照。

(2) 一九四八年に制定された「興行場法」では、興

行場を「映画、演劇、音楽、スポーツ、演芸又は観せ物を、公衆に見せ、又は聞かせる施設」としている（同法第一条）。

(3) 劇場法は、その前文において、劇場、音楽堂等は、「文化芸術を継承し、創造し、及び発信する場であり、人々が集い、人々に感動と希望をもたらし、人々の創造性を育み、人々が共に生きる絆きずなを形成するための地域の文化拠点である。」とされ、第一条で、「劇場、音楽堂等」とは、「文化芸術に関する活動を行うための施設及びその施設の運営に係る人的体制により構成されるもののうち、その有する創意と知見をもって実演芸術の公演を企画し、又は行うこと等により、これを一般公衆に鑑賞させることを目的とするもの」と規定されている。

(4) 詳細については、文化庁ホームページを参照されたい（http://www.bunka.go.jp/geijutsu_bunka/02gekijo_ongakudo/n25_kasseika.html：最終参照二〇一三年六月九日（以下のホームページ等の最終参照日は同じ））。

(5) 詳細については、一般社団法人日本音響家協会ホームページ参照（<http://seas.or.jp/best100/hall100/hall-100kitei.html>）。

(6) なお、二〇一三年六月現在、一〇〇選と銘打ちつつも七二のホールが選定されているのみである（<http://seas.or.jp/best100/hall100/hal-100.html>）。

(7) 詳細は、財団法人地域創造のホームページを参照（<http://www.jafra.or.jp/jyguide/independentaward01/>）。選定結果については、www.jafra.or.jp/jynews/pdf/121207/01.pdfを参照。

(8) これに関しては、拙稿「道内都市における専門ホール活用に関する考察―市民コントロール型の

へさかい ともみ・札幌市職員

専門ホール活用に向けて」〔北海道自治研究〕第
五〇〇号、二〇一〇年九月)を参照されたい。

(9) 文化庁資料「文化庁における舞台芸術振興策の
現状」(www.bunka.go.jp/bunkashingikai/seisaku/wg_08/
bunai...shiryo_9.pdf)を参照。

(10) 二〇一〇年七月五日文化庁報道資料 (http://
warp.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/1364665/www.bunka.
go.jp/geijutsu_bunka/pdf/geijutsu_ongaku_sataku.
pdf)参照。

(11) 二〇一一年四月一四日文化庁報道資料 (http://
www.bunka.go.jp/ima/press_release/pdf/h23_
sugureta_gekijou_sataku_ver02.pdf)参照。

(12) 二〇一二年四月九日文化庁報道資料 (http://
www.bunka.go.jp/geijutsu_bunka/pdf/24_geijutsu_
ongaku_sataku.pdf)を参照。

(13) 二〇一三年五月一七日文化庁報道資料 (http://
www.bunka.go.jp/geijutsu_bunka/pdf/h25_gekijyo_
sataku.pdf)を参照。

(14) 各選定結果から筆者集計。

(15) 一般社団法人日本音響家協会は、一九七七年に
結成された非営利団体である。参加資格は、「舞台
放送、音楽制作、映画などの音響業務に従事して
いる音響技術者または音楽家。劇場やホールなど
の音響設備の設計・施工、または建築設計技術
者」と、音響で仕事をしている個人と限定してお
り、学生の加入を認めていない。一般社団法人日
本音響家協会ホームページ (http://www.seas.or.jp/
seas/enter/nyukai.html)参照。

(16) 一般社団法人日本音響家協会は、このほかに、
音響技術についての勉強会や新機種の展示会等の
イベントを行うなど、会員の技術向上や情報交
換を行うとともに、「日本音響家協会賞」を制定
し、日本の音響技術者で功績のあった者を顕彰

している。同協会ホームページ (http://www.seas.
or.jp/news/seminar.html)及びhttp://www.seas.or.jp/
seas/info.html)参照。また、音響家技能認定講座

を開催し、音響技術を習得する講習会や技術力の
認定試験、より高度で専門的な内容の講座も行っ
ている。同協会ホームページ (http://www.seas.
or.jp/technical/index.html)及びhttp://www.seas.or.jp/
technical/list1008.pdf)参照。

(17) 日本劇場技術者連盟は、舞台機構操作や舞台進
行、照明や音響など、裏方の業務に携わる技術者
の技術とその地位の向上のために結成された団体
である。この団体は、「劇場技術者検定」として

舞台進行とその関連業務についての講習会と認定
試験を行っている。この認定制度は、少人数で運
営せざるを得ない小規模の公共ホールや劇場の実
態に即してつくられており、小規模ホールの技術
者対象のものや、劇場運営を支援する市民を対象
にしたものがある。同連盟ホームページ (http://
www.tecc-or.org/%E8%A8%AD%E7%AB%8B%E8
%B6%A3%E6%97%A8%E3%81%A8%E7%B5%84
%E7%B9%94%E6%A6%82%E8%A6%81)参照。

(18) 一般社団法人日本音響家協会ホームページ
(http://seas.or.jp/best100/hall100/hall-100kirei.html)
参照。

(19) 同右。

(20) 同右。

(21) 同右。

(22) 二〇〇八年度までは「JAFFRAアワード」となれ
ていた。財団法人地域創造ホームページ (http://
www.jaffra.or.jp/jlibrary/letter/178/index.php#1)を
参照。

(23) 財団法人地域創造資料 (http://www.jaffra.or.jp/
form_box_files/upload_files/484/jaffra_484_1.pdf)を

参照。

(24) 財団法人地域創造説明資料 (http://www.jaffra.
or.jp/form_box_files/upload_files/484/jaffra_484_1.
pdf)を参照されたい。

(25) 詳細については、財団法人地域創造資料 (http://
www.jaffra.or.jp/form_box_files/upload_files/484/
jaffra_484_1.pdf)を参照されたい。たとえば、応募
に際しては、①文化・芸術振興ビジョン、施設
の理念、使命を持ち、それを達成させるための施
設運営への取り組み状況、②自主企画作品の制
作・公演、優れた鑑賞機会の提供への取り組み状
況、③地域住民との協働(コラボレーション)
への取り組み、④地域における文化・芸術活動を
担う人材の育成への取り組み、⑤成果(地域イ
メージの向上、地域への影響、住民の満足度な
ど)、⑥施設の管理・運営の改善への取り組み、
を記載しなければならないこととなっている。

(26) 同右。

(27) 財団法人地域創造資料 (http://www.jaffra.or.jp/
form_box_files/upload_files/485/jaffra_485_1.pdf)参
照。なお、この図の上部にある表を集計すると
六五施設となるが、地図上にプロットされた施設
は、七二施設である。

(28) 急なことは言え、筆者の調査分析の掲載のご
依頼をいただいた公益社団法人北海道地方自治研
究所、及び、本稿の調査分析や執筆に際し多くの
助言をいただいた北海学園大学法学部佐藤克廣教
授には深く感謝申し上げます。ただし、本稿にお
けるデータ収集の誤り、解釈上の誤解等があると
すれば、その責任は筆者にあることは言うまでも
ない。